

【環境未来都市推進プロジェクト】住まいのエコリノベーション推進事業
住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助をスタート！
～[省エネ改修]+[ライフスタイル対応改修]に対する費用の一部を助成～

市内の
環境と経済
を牽引！

■制度の目的■

低炭素社会の実現に向けて、新築住宅に比べストック数が多い既存住宅の省エネルギー改修等の対策を進めることが重要となっています。

今回、既存住宅を建て替えずに、環境性能の向上やライフスタイルに対応した、住宅の価値を高めるエコリノベーション等工事を行おうとする住宅所有者に対して、これに要する費用の一部を助成する新たな補助制度をスタートします。

この補助事業を通し、市民等へ広くエコリノベーションについての普及啓発を図ることにより、民間住宅市場における既存住宅の温暖化対策を誘導し、市内中小企業等の技術力の向上を推進します。

■補助の概要■

1 補助金額等 (※事前協議により補助要件を確認の上、申請する補助種別を選択していただきます。)

補助種別		一般住宅	実証住宅
補助金額		エコリノベーション等工事に要する費用の3分の1 (千円未満の端数切捨て)	
		(上限金額) 100万円	(上限金額) 200万円
補助件数		約45件	約5件
補助要件	対象工事	エコリノベーション等工事 (下記「2 補助対象工事」参照) ※ 補助種別 (一般住宅・実証住宅) により基準が異なります。	
	その他の要件	普及啓発活動への協力 (裏面「6 普及啓発の協力」参照) 工事中・完了後の現場見学会の開催等 普及啓発活動の実施を必須条件とします ※住宅所有者と設計事務所、工事施工会社で、普及啓発活動の実施を目的とした協定を締結していただきます。	

※ 同一所有者に対する補助は、同一年度内に10戸を限度とします。

※ 受付先着順。予算額に達した時点で受付を終了します。

2 補助対象工事 (※ 詳細は補助制度要綱等で御確認ください。)

エコリノベーション等工事として、次の①・②の両方の要件を満たすもの。

【補助要件①】省エネ改修

○おおむね10%以上の省エネ率

建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較しておおむね10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事

(サッシ・壁・天井等の断熱性能の向上、太陽光パネル等の設置など)

○HEMSの設置 (家庭用エネルギー管理機器)



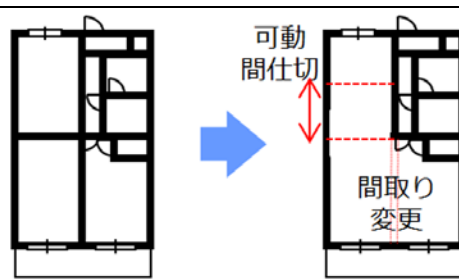
【補助要件②】ライフスタイル対応改修

○生活様式や家族構成の変化等のライフスタイルに合わせる工事

(間取りの変更、可動間仕切り壁等の設置やバリアフリー化等工事など)

○環境に配慮した取組が計画されたもの

(緑化、植樹、エネルギーを極力使用しない住まい方や過ごし方の工夫など)



【裏面あり】

3 対象住宅

- 横浜市内に存する次に掲げる住宅 ※分譲住宅・賃貸住宅の別を問いません。
 - ・一戸建ての住宅（棟単位）
 - ・共同住宅及び長屋（住戸単位）※寮・社宅は対象外
- 耐震性能を有する建築物
 - ・昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含む。）
 - ・上記のほか、現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの

4 対象者

対象住宅の 所有者 又は 区分所有者

※ 法人、団体及び組合等を含みます。

※ 所有者及び区分所有者については、横浜市内の在住又は所在を問いません。

5 対象工事の発注先

原則、市内事業者

※ 工事金額（税込）が100万円以上となる場合は、市内事業者（本社・本店が横浜市内であるもの）2社以上の見積書が必要となります。

6 普及啓発の協力

補助対象者には、次に掲げる普及啓発活動に御協力いただきます。

- ・改修前及び改修後のエネルギー消費量（電気・ガス）のデータ記録（一年間）
- ・改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE 健康チェックリスト）
- ・ホームページ、パンフレット及び展示パネル等へ掲載するため、改修内容や改修前後の写真、図面及び各種データ等の公表（※個人情報に関わる内容は除きます。）
- ・その他、アンケートなど普及啓発活動への参加 等

※ 「住まいのエコリノベーション推進事業の普及啓発に係る同意書」を御提出いただきます。

※ 御協力いただく普及啓発の詳細は、本市との協議の上実施することとします。

■ 注意事項 ■

本年度は、平成27年3月31日までに改修工事を完了し、工事完了報告書及び補助金交付申請書を提出していただく必要があります。

■ 補助要綱、申請書等の入手方法 ■

住まいのエコリノベーション推進事業補助制度ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/sumai-eco/hojo/index.html>

※下記担当課でも配布しています。

■ 担当課 ■

【補助基準等の確認・事前協議・申請書提出先】

横浜市住宅供給公社建設課（エコリノベ補助担当）

（電 話）045-451-7790

〒221-0052 神奈川区栄町8-1ヨコハマポートサイドビル5階

【制度全般について】

横浜市建築局住宅政策課

（電 話）045-671-2922

〒231-0012 中区相生町3-56-1JNビル4階

本事業は、環境未来都市推進プロジェクトに位置付けられています。

横浜市は、環境問題や超高齢化への対応などの様々な社会的課題に総合的に取り組んで活力ある都市をつくる、国家的なプロジェクトのひとつ「環境未来都市」として国から選定されており（平成23年12月）、その取組の一環として、環境未来都市推進プロジェクトを進めています。

本事業は、市民生活の基礎となる「住まい」・「住まい方」を切り口に、省エネルギーな住宅やライフスタイルの普及を図る「スマートな住まい・住まい方プロジェクト」の一環として進めるものです。



お問合せ先

建築局住宅政策課長

鈴木 章治

Tel 045-671-2917

温暖化対策統括本部環境未来都市推進課長

奥村 誠

Tel 045-671-2477